

## 2010とちぎ動物愛護フェスティバル写真コンテスト作品募集

県では9月23日(木)開催「2010とちぎ動物愛護フェスティバル」にて「うちのこ(動物)見て見て!コンテスト」を実施し、作品を募集します。

### ●募集要項

・ペットの写真  
L規格(127mm×89mm)以内1枚  
・申込方法 写真と併せて申込用紙を持参または郵送。

※申込用紙は県動物愛護指導センターホームページからダウンロードできます。

・審査方法 入場者が審査員になって、一番気に入った写真に投票。投票数が多かった上位10名程度を入賞者とし、審査結果はフェスティバル終了後、ホームページ上で発表。応募者全員に参加賞を、入賞者には賞状および記念品を郵送。

●締め切り 8月31日(火)

### ●その他

・応募は一人一枚まで(応募写真は返却しません)

・入賞作品は来年のフェスティバル会場に掲示

### ■申し込み・問い合わせ

栃木県動物愛護指導センター

〒321-0166

宇都宮市今宮4-7-8

TEL 028(684)5458

## 大田原市消費生活センター情報

### 不用品登録状況 (7月12日現在)

#### ◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け  
ランドセル(ピンク)
- 家具・インテリア・電化製品・楽器  
学習机、応接セット、ダブルベットマット  
洋服ダンス、サイドボード、和ダンス
- その他  
硬式テニスラケット

#### ◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け  
チャイルドシート、ベビーカー、室内すべり台  
ベビーベッド、ベビー用品一式、布生地  
子ども用マウンテンバイク、子ども服
- 家具・インテリア・電化製品・楽器  
マッサージチェア、ロックミシン  
掃除機、洗濯機、冷蔵庫、ホームベーカリー  
カセットレコーダー、電子ピアノ  
DVDデッキ・プレーヤー、CDラジカセ
- その他  
宇短大附属高女子用制服一式(L~LL)  
着物一式、スクーター、大八車・荷車  
竹製苗運びかご、組紐の組台、リヤカー  
米びつ(木製)、マブシ織り具

### 不用品受け渡しに関する注意事項

- 品物は消費生活センターには置いてありません。センターに連絡をいただいた後は、相手方を紹介し、個人間のやり取りとなります。
- お互いの話し合いにより、原則として無料で受け渡しをお願いします。有料希望は受け付けません。
- トラブルを防ぐため、内容変更や結果(成立・不成立など)をセンターにご連絡ください。
- 連絡がない場合は、登録日から6か月で登録抹消いたします。

### ■問い合わせ

大田原市消費生活センター  
(住吉町1-9-37) TEL(23)6236

#### 《受付時間》

平日 午前9時~正午、午後1時~4時  
※8月6・20日(金)は午後6時まで延長。  
7日(土)は午前9時~正午、午後1時~4時に  
相談を受け付けます。

#### 《臨時休館日》

8月13日(金)、16日(月)

### 未公開株購入のトラブル

未公開株とは、証券取引所等に上場していない株のことをいいます。

「上場間近」「必ず儲かる」「発行会社とのコネであなただけに特別に販売する」などと称し未公開株の購入の勧誘をする販売会社がありますが、発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われたり、販売会社と連絡がとれなくなったりするというトラブルが増えています。

未公開株は実際に上場されなければ取引や換金する事は困難です。さらに最近では複数の業者が登場する手口なども増加しており、発行会社自身が共謀してだます場合や、そもそも会社自体が架空という事もあり、確実に儲かると考えて借金等をして購入しても、それに見合う価値があるとは言えない事がほとんどですので、安易に取引しないように注意しましょう。

#### ○例えばこんな例があります

A社から電話があり、「X社の株を持っていないか、持っているなら高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったので断った。その後B社から「限られた人しか購入できないX社の未公開株を1株100万円で買わないか」と勧誘の電話があったので、A社に連絡すると「1株400万円で買い取る」と言われた。そこで借金をし、B社からX社の未公開株を購入した。A社に買い取ってもらおうと電話したが連絡が取れず、借金だけが残ってしまった。

#### ～トラブルを避けるために～

- ・自分だけが儲かるようなうまい話はないので、きっぱり断りましょう。
- ・未公開株の販売をすることができるのは発行会社や、登録を受けた証券会社に限られますので、登録を受けた証券会社かどうか金融庁HPで確認しましょう。
- ・発行会社を名乗って勧誘している場合でも実際の発行会社には上場の予定がなかったり、譲渡制限の付いた株式しか発行していなかったりすることもありますので、発行会社の確認も行いましょう。
- ・過去に未公開株等を購入したことがある消費者には、個人情報が悪用され複数の業者からの勧誘や、公的機関を称する所から被害救済等といったさらに別の契約を迫られるなどの被害もあるので、十分注意しましょう。
- ・少しでも不審な点がある場合には取引を見合わせ、家族や消費生活センターへ相談しましょう。